

## 業務再点検結果報告

部署名	農林水産技術会議事務局総務課
部署の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産技術会議の所掌事務の総括</li> <li>・予算、人事その他庶務一般</li> <li>・農林水産技術会議の開催及び議案の整理</li> <li>・農業試験研究独立行政法人に関すること</li> <li>・農業試験研究独立行政法人の職員に貸与する宿舎に関すること</li> </ul>

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>具体的に以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産技術会議の開催概要をHPに公開し、メールマガジンで配信している。</li> <li>・プレスリリースや予算資料等の対外的な説明資料が分かりやすく作成されるよう各課と調整を行っている。</li> <li>・局内担当課に関する問い合わせ等について、担当者に問い合わせ内容を明確に伝え、適切な対応を図るよう依頼している。</li> <li>・以前まで各課室毎に行っていた委託事業及び補助事業に関する契約等事務、支払事務に関して、総務課に契約班を新たに設置し、事業担当課と連携して当該事務を一元的に行っている。</li> </ul>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	<p>さらに、今回の点検を踏まえ、新たに以下の取組を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局内において、挨拶運動の標語を決定し、課内に掲示することにより、挨拶の奨励を実施。</li> <li>・仕事の進め方に関する研修資料を全職員へ配布。</li> </ul> <p>なお、以上の取組に対する苦情等は寄せられていない。</p>
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<p>研究上の不正行為については、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)等に基づき担当課へ対応を依頼している。</p> <p>さらに、今回の点検を踏まえ、公的研究費の不正使用に対する対応について、標準的な対応手順の整備を行った。</p>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民への政策の説明や国民との意見交換に関し、具体的に以下のような取組を行っている。 ・農林水産技術会議の開催概要をHPに公開し、メールマガジンで配信している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・プレスリリースや予算資料等の対外的な説明資料が分かりやすく作成されるよう各課と調整を行っている。 ・外部有識者の参画により研究施策の評価を行うため、農林水産技術会議の下に評価専門委員会を設置している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成19年10月1日付け農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)により、研究機関における体制の整備状況等とともに、ガイドラインに関する意見を聴取している。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	・独法の業務内容等については、当課で回答できない案件については、担当する独法担当窓口を紹介する等、親切に対応を行っている。また、問い合わせ等の内容については、適宜独法に連絡の上、業務の改善に役立ててもらっている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	・外部からの陳情等の対応にあたって、局内に担当課がある場合は遺漏なく的確に対応されるよう連絡・調整を行っている。また、局内に複数の課に跨る場合、各課ごとの縦割りの対応にならないようとりまとめを行っている。
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	さらに、今回の点検を踏まえ、対外的な説明資料を消費者等が容易に入手できるよう、局内からパンフレット等の説明資料を取りまとめ、消費者の部屋及び北別館玄関に備え付けた。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当課においては、「さわやか行政サービス」の考え方の下、丁寧、誠実、親切を心がけ、適切な対応に努めている。
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課では、所管独立行政法人の指導・監督や、所管独立行政法人の運営費交付金、施設整備費補助金に関する業務を行っている。	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	遺伝子組換え農作物の研究開発については、消費、加工流通業者、生産者ともに、安全性に対する不安感や可能性に対する期待感を含め、様々な受け止め方がある。このため、遺伝子組換え技術については、科学的かつ客観的な情報を分かりやすく提供するとともに、研究の計画段階から消費者等の理解を得る取組を行うなど、国民との双方向コミュニケーションを行うよう、所管独法を指導している。	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論		部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	
	業務の見直し		○	当課では、農林水産技術会議事務局内の食の安全業務を実施する担当を含めて、局内事務の総括及び連絡調整を行っている。また、所管する独立行政法人において、食の安全業務が行われており、適宜連絡調整を行っている。
			○	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
			○	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。
			○	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。
			○	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。
			○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）
			○	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。
			○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。
			×	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。
	—	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		
	×	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。		
影響可能性の確認		—	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	